

「(仮称) 野洲市商工業振興基本条例 (案)」の内容について皆さんから意見を募集します。

【「(仮称) 野洲市商工業振興基本条例 (案)」制定の背景】

野洲市においては、市内で操業する工場等は投資意欲が活発であるものの、市街化区域が狭小であることなどから、事業用地や社員の住居の確保が難しい状況にあり、また、国道 8 号バイパスをはじめ幹線道路網のさらなる整備が待たれています。

一方で、小規模企業者においては、市民の新たなニーズへ対応するための創業や事業承継への支援が求められています。

こうしたことから、商工業の振興に向けた具体的な施策を展開するために、その基本となる条例を制定します。

【「(仮称) 野洲市商工業振興基本条例 (案)」の内容】

1. 目的

この条例は、本市の商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的とします。

2. 定義

- (1) 事業者…市内において事業を営む個人又は法人をいいます。
- (2) 経済団体…商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定により設立され、市内における商工業の振興及び経済の活性化に取り組む団体及びその他類する団体をいいます。
- (3) 金融機関…市内に本店又は支店を置く銀行、信用金庫及び農業協同組合又は市内の事業者が金融取引を行う機関をいいます。
- (4) 市民…市内に在住し、在勤し又は通学する者をいいます。

3. 基本理念

事業者は、自らの創意工夫及び自主的な経営努力を基本に、経済団体、金融機関、市民及び市と相互に連携並びに協力して総合力を発揮し、地域資源を積極的に活用することにより新たな価値を創出し、地域経済の活性化を促すことで、若者をはじめ全世代が住み続けたい持続可能なまちづくりに寄与することを基本理念とします。

4. 基本指針

商工業の振興は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項を基本として行います。

- (1) 地域社会が発展し、市民の生活及び文化が豊かになること。
- (2) 地域の各主体が連携し、協働を図ること。

- (3) 地域経済の好循環を創出すること。
- (4) 地域の小規模企業者*（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する者をいう。）を中心に経営支援を行うこと。
- (5) 創業支援を行い、雇用を創出すること。
- (6) 地域ブランドの創出及び強化を図ること。

※小規模企業者…中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に定められている、網掛け部分を指します。

業種分類	中 小 企 業 者		
	資本金の額又は出資の総額	小規模企業者	
製造業その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下

5. 各主体の役割

商工業に関わる各主体として、事業者、経済団体、金融機関、市民、市が役割を果たし、相互に連携・協力します。

(1) 事業者の役割

- ①社会経済情勢の変化に即応し、技術、サービスの向上及び競争力の強化を図るとともに、市民の需要に応じた商品又はサービスを提供することにより、市民生活の向上に寄与します。
- ②自らの事業の強化、安定及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施を図ります。
- ③経済団体に積極的に加入及び活動に参加し、自らの事業活動並びに相互の成長発展に努めるものとします。
- ④市及び経済団体等が実施する商工業の振興に関する施策に協力します。
- ⑤資材及び物品の調達、請負及び工事等の発注に当たっては、他の事業者への受注機会の提供に努めるものとします。
- ⑥自らの事業活動及び社会貢献活動を通じて、まちづくりへの参画に努めるものとします。

(2) 経済団体の役割

- ①事業者の創意工夫及び自主的な経営努力による活動、創業並びに事業承継を支援し

ます。

- ②商工業の振興及び経済の活性化を目的とした事業等を積極的に進めます。
- ③事業者の支援、会員の加入促進及び交流に努めるものとします。
- ④事業等を通じて地域社会への貢献に努めるとともに、市等が実施する商工業の振興施策に協力します。

(3) 金融機関の役割

事業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化に資するよう努めるものとします。

(4) 市民の役割

商工業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながることについて理解を深め、商工業の振興に連携及び協力するよう努めるものとします。

(5) 市の役割と責務

- ①商工業の振興のための施策及び計画を策定し、進行管理を行います。
- ②都市基盤の整備を進め、商工業の振興を図ります。
- ③事業者及び経済団体に対し、事業者の経営発達及び経営安定、勤労者の福利厚生のため、情報の提供及び事業等への助言並びに財政的な支援に努めます。
- ④資材及び物品の調達、請負及び必要な工事等の発注に当たっては、事業者への受注機会の提供に努めます。
- ⑤商工業の振興施策を推進するため、国、他の地方公共団体、経済団体その他の関係機関との連携を図り、施策を講じます。

6. 基本計画策定と実施、委員会の設置

(1) 商工業振興基本計画

- ①商工業の振興に関する施策を実施するため、商工業振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定します。
- ②基本計画の策定を行うに当たっては、他の本市の基本的な計画との調整を図り、各計画が相互に連携するようにしなければならないものとします。
- ③基本計画には、次に掲げる事項を定めます。
 - ・商工業振興についての目標に関する事項
 - ・商工業振興についての施策に関する事項
 - ・その他商工業振興に関する事項
- ④基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、野洲市商工業振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）にお

いて調査、審議等をするものとします。

⑤基本計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

(2) 基本計画に基づく施策の実施等

基本計画に定める施策を実施するときは、各計画との調整及び連携を図ります。必要があると認めるときは、委員会で調査、審議等を行うことができます。

(3) 委員会の設置及び委員会の組織等

基本計画を策定するにあたり、基本計画にかかる事項について調査、審議するため、委員会を設置します。

(4) 他の条例との整合

市は、この条例が本市の商工業振興に関する施策の基本的位置を占めるという認識に基づき、その運用に当たっては、商工業振興に関する事項を定める他の条例と相互に整合するように調整を図るものとします。

7. 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

※令和2年4月1日施行予定